
論 文

「自助・共助・公助」と社会保障制度との関係性

奥 愛[†]

要 旨

本稿では、「自助・共助・公助」と社会保障制度との関係性について、特に2000年代を6つの時代区分に分け、各時代の「自助・共助・公助」の用いられ方の変遷を諮問会議の報告書及び会議の議事録を用いて分析した。その結果、「共助」に関し、政党間で用いられ方に違いが生じた理由は、社会保障制度が租税負担でどれだけ賄えるかが確実でないなかでの政党の姿勢の違いだった。「共助」の主体のあり方については、社会保障等分野の有識者や自治体関係者の発言に加え、2011年の東日本大震災後は、共に支え合うという共通意識が醸成された。「自助」については、経済団体は「自助」を強調する傾向があり、自民党は民主党よりも「自助」がまず先とする考え方が備わっている。会議では異なる見解が委員から出たが、社会保障制度を支える新たな財源確保の見通しや震災経験が影響を与え、より合意が取れた方の「自助・共助・公助」の用いられ方が報告書で取り上げられ、政府の方針へとつながっていったことがわかった。

1. はじめに

2020年10月の所信表明演説で菅義偉総理大臣（当時。自由民主党〔以下、自民党〕）が目指すとした社会像は、「自助・共助・公助」そして「絆」であり、「自分でできることは、まず、自分でやってみる。そして、家族、地域で互いに助け合う。その上で、政府がセーフティネットでお守りする」というものだった。この菅総理の発言は、コロナ禍中ということもあり反響を呼んだ。

例えば、民主党政権時の総理で衆議院議員の野田佳彦（当時。立憲民主党最高顧問）は、「菅総理は、公助をどこか野球の『リリーフエース』のようにとらえた言い方で、違和感があります。自ら頑張って、だめだったらみんなで助け合って、最後に公助というイメージで話をされていないでしょうか」と疑問を呈したうえで、「最初から『先発』で頑張らないといけなと言われ、公助には不安があるから、財布のひもを固く締めてしまう人たちがいる。公助はしっ

[†] 立教大学経済研究所研究員

かり国が担うものだ、と考えます」と述べている¹⁾。

コロナ禍での困窮者支援に携わっていた稲葉(2021)は「自助」や「共助」はもう限界で、「公助」が足りないと批判した²⁾。新聞記者である伊藤(2021)は菅総理の発言を取り上げ、「公助」に必要となる財源の議論を避けていると批判した³⁾。さらに、政治学者である宮本(2022)も菅総理の発言を引用し、「コロナ禍の最中に就任した当時の菅総理が、『まず自助でやってみる』などというのを聞いて、驚いた人もいたと思います」と述べている⁴⁾。

これらの意見は、菅総理の発言が「自助」を前面に出し、「共助」、その後に「公助」が続く考え方に疑問を感じ、自らの見解を示したものと考えられる。過去を振り返ると、この「自助・共助・公助」は、菅総理だけでなく、過去の政権でも何度も繰り返し使われていた。そして、「自助・共助・公助」が用いられる場合、社会保障制度の議論と結びつけて用いられることが多い。

本稿は、「自助・共助・公助」の用いられ方をたどることで、社会保障制度がどのような考え方で構築されていったのかを分析し、今後の財政と社会保障制度のあり方を考えていく際の手掛かりを明らかにすることを目的とする。「自助・共助・公助」は社会保障制度と絡めて用いられることが多いにも関わらず、その用語に内包する理念が曖昧であり、用いる側によってその意味合いが変化するため、受け手側は混迷し、共通理解を得ることが難しい。こうした状況にあるなかで、政府はどのように「自助・共助・公助」が意味することを整理して社会保障制度を形づくっていったのか、そして国民の共通理解や合意はどのように形成されていったのか。その形成過程を明らかにする。この作業が重要なのは、我々は過去に決められた制度のなかで生き、課題を把握し、新たな制度を選択していくからである。「自助・共助・公助」を巡る議論と社会保障制度の構築の関係性を、歴史をたどることで明らかにしたい。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第2節で社会保障財源の推移や先行研究、本稿の分析手法を確認する。第3節で「自助・共助・公助」の用いられ方について時代を分けて分析する。第4節はまとめである。

2. 社会保障財源の推移と先行研究

(1) 社会保障財源の推移

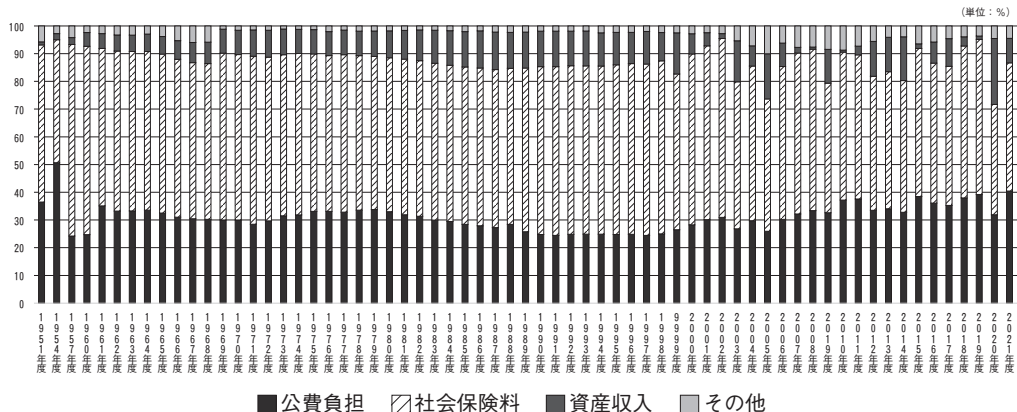
まず、各時代の社会保障制度の議論の前提条件を確認するために、社会保障財源の推移を確認しよう。図1は、1951年度以降の社会保障財源の内訳の割合の推移である。最も大きな財源

1) 伊藤(2021) 205頁。

2) 稲葉(2021) 216-217頁。

3) 伊藤(2021) 24-30頁。

4) 宮本(2022) 2頁。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「2021年度社会保障費用統計」第14表より作成。

図1 社会保障財源の推移 (1951～2021年度)

は社会保険料であり、次が公費負担となっている。公費負担割合の推移に注目すると、1980年代、1990年代は低下傾向にあったが、2000年代後半から再び緩やかに増加し、2010年代前半は低下した時期もあったが、少しずつ増えていったことが確認できる。

(2) 政府文書における「自助・共助・公助」の用いられ方の変遷

「自助・共助・公助」の用いられ方の変遷を確認するため、先行研究で取り上げられている主な政府関連文書を整理し、当時の総理大臣を加えて時系列で示したものが表1である。図1の社会保障財源の変遷を踏まえつつ表1を確認すると、公費負担が高まる1980年代は「自助」が強調され、公費負担がやや低下する1990年代はそれほどの言及がないが、公費負担割合が再び高まる2000年代以降になると再び「自助」が強調されるほか、「共助」は社会保険であるとの結び付きが強調される。この間の政治の流れを確認すると、傾向として自民党政権時は「自助」を基本とする傾向が強く、民主党政権時は「自助・共助・公助」のバランスを前に出す傾向がある⁵⁾。

5) 財政学者の土居(2020)は、「自公政権では、個人や民間でできることは自らで対処するという自助と、社会保障制度で相互に助け合う共助と、財源の負担をしなくても政府が助ける公助という三つの役割分担を意識しつつ、多くを公助や共助に委ねるのではなく、自助でできるところは自助で対応することが念頭にある」が、「民主党では、社会保障の給付やサービスは、所得の多寡を問わず誰もが同じように(ユニバーサルに)受けられるようにする普遍主義的な考え方が強い」と説明している(211頁)。

表1 政府関連文書における「自助・共助・公助」の変遷

年	総理大臣	該当文書	「自助・共助・公助」に関連する用語と対象
1978年 11月	福田赳夫 (自民党)	『昭和53年版厚生白書』 ※家族を含み資産と表現した白書。	・家族は「連帯」「共助」に含まれる ※二木は家族を自助とすると含み資産ではなくなるためと解説。
1979年 8月	大平正芳 (自民党)	「新経済社会7カ年計画」 (閣議決定) ※「日本型福祉社会」論を 最初に提起。	・家庭は「連帯」に含まれる
1987年 1月	中曽根康弘 (自民党)	『昭和61年版厚生白書』 ※「自助・互助・公助」を 取り上げた。	・「互助」は家族、地域社会 ・「公助」は社会保障
1994年 3月	細川護熙 (日本新党)	「21世紀福祉ビジョン」(高 齢社会福祉ビジョン懇談会 報告) ※「自助・共助・公助」が 初めてセットで用いられた 政府関連文書。	・「共助」は地域組織・非営利団体、企業 ・「公助」は国、地方公共団体 ※家族が「自助」か「共助」のどちらに含まれてい ると読むのかについて、二木は不明と整理。
1996年 5月	橋本龍太郎 (自民党)	『平成8年版厚生白書』	・「自助」「共助」の努力では対応できず、国民全 体で支えることが必要な場合は社会保障制度によ って対応
2000年 7月	森喜朗 (自民党)	『平成12年版厚生白書』 ※初めて「自助・共助・公 助」を用いた白書。	・「自助、共助、公助という言葉に表される個人、 家庭、地域社会、公的部門など」と表現
2001年 6月	小泉純一郎 (自民党)	「今後の経済財政運営及び 経済社会の構造改革に関す る基本方針」(閣議決定)	・「自助と自律」を基本 ・活力ある「共助」の社会の構築 ・「共助」は地域住民やNPO等のボランティア
2006年 5月	小泉純一郎 (自民党)	「社会保障の在り方に関す る懇談会報告」	・「自助」を基本 ・「共助」は社会保険 ・「公助」は公的扶助や社会福祉
2006年 9月	小泉純一郎 (自民党)	『平成18年版厚生白書』	・「自助」を基本 ・補完するものとして社会保険制度など生活のリス クを相互に分散する「共助」 ・「公助」は困窮などの状況に対し、受給要件を定 めた上で必要な生活保障を行うもの
2008年 8月	福田康夫 (自民党)	『平成20年版厚生労働白書』	・「自助」が基本 ・社会保険制度は基本的に「共助」を体现した制度 ・「公助」は困窮などの状況に対し、受給要件を定 めた上で必要な生活保障を行うことで、公的扶助 (生活保護)や社会福祉が該当
2008年 11月	福田康夫～ 麻生太郎 (自民党)	「社会保障国民会議報告」	・個人の「自助」・自立を基本 ・社会的な「連帯」・助け合いの仕組みである社会 保障制度

2009年 6月	麻生太郎 (自民党)	「安心社会実現会議報告」	・「公助、共助、自助」のバランス ・「公助」を抑制するならば、国民はNPOなど「共助」の活動を引き受け、「自助」を拡大する必要
2010年 8月	菅直人 (民主党)	『平成22年版厚生労働白書』	・「共助」は国民相互の連帯で社会保険制度は「共助」を体现した制度 ・「公助」は困窮など受給要件を定めた上で行う必要な生活保障
2010年 12月	菅直人 (民主党)	「社会保障改革に関する有識者検討会報告」	—
2011年 6月	菅直人 (民主党)	社会保障・税一体改革成案	・「自助・共助・公助」の最適バランスに留意 ・「自立・自助」を国民相互の「共助・連帯」の仕組みを通じて支援していくことを基本 ・「共助・連帯」は負担と給付の関係が明確な社会保険
2011年 8月	菅直人 (民主党)	『平成23年版厚生労働白書』	※「社会保障・税一体改革成案」を引用。
2012年 8月	野田佳彦 (民主党)	社会保障制度改革推進法 ※議員立法	・「自助、共助及び公助」の文言を法律に明記（第2条1号）（ただし定義なし）
2012年 9月	野田佳彦 (民主党)	『平成24年版厚生労働白書』	・日本の社会保障制度は「自助・共助・公助」のバランスを考慮して構築すること ・「自助」の実現を「共助」や「公助」がサポートすることで、自助・共助・公助の好循環を生み出すことが重要
2013年 8月	安倍晋三 (自民党)	「社会保障制度改革国民会議報告書」	・「自助」を基本 ・「共助」が「自助」を支える ・「共助」の仕組みは社会保険方式を基本とし、「自助」を共同化した仕組み ・「公助」は困窮などの状況について受給要件を定めた上で行う公的扶助や社会福祉 ※二木は2006年の懇談会の解釈を踏襲と指摘。
2013年 9月	安倍晋三 (自民党)	『平成25年版厚生労働白書』	・「共助」は介護保険をはじめとする制度化された社会保障 ・「互助」は制度化されていないインフォーマルな相互扶助 ・「自助」は自ら生活を支え健康を維持する
2014年 8月	安倍晋三 (自民党)	『平成26年版厚生労働白書』	・「共助」は介護保険をはじめとする制度化された社会保障 ・「互助」は制度化されていないインフォーマルな相互扶助 ・「自助」は自ら生活を支え健康を維持する
2015年 10月	安倍晋三 (自民党)	『平成27年版厚生労働白書』	・住民の「自助」及び「共助」を支援 ・地域住民相互の支え合いによる「共助」の取組み

2016年 10月	安倍晋三 (自民党)	『平成28年版厚生労働白書』	・社会保険制度は社会連帯や「共助」の側面
2017年 11月	安倍晋三 (自民党)	『平成29年版厚生労働白書』	・住民による「自助」及び「共助」への支援の推進
2019年 7月	安倍晋三 (自民党)	『平成30年版厚生労働白書』	・共に支え合う連帯・「共助（共生）」
2020年 10月	菅義偉 (自民党)	『令和2年版厚生労働白書』	・「共助」・「公助」的対応の担い手として、住民団体、法人、社会福祉法人、生活協同組合等（総合事業等）、医療福祉事業体（個別給付・事業）、自治体その他 ・住民による「自助」及び「共助」への支援の推進
2021年 7月	菅義偉 (自民党)	『令和3年版厚生労働白書』	・住民による「自助」及び「共助」への支援の推進
2022年 9月	菅義偉 (自民党)	『令和4年版厚生労働白書』	・住民による「自助」及び「共助」への支援の推進
2023年 8月	岸田文雄 (自民党)	『令和5年版厚生労働白書』	・住民による「自助」及び「共助」への支援の推進
2024年 8月	岸田文雄 (自民党)	『令和6年版厚生労働白書』	・住民による「自助」及び「共助」への支援の推進

（出所）二木（2012, 2021）、里見（2013, 2014）、飯田（2021）の主な指摘を参考に白書等で確認の上、作成し、令和3年版以降の白書については筆者が追加した。

（3）「自助・共助・公助」に関する先行研究

本稿と同じように「自助・共助・公助」の変遷に関心を持っていたのは、社会政策学者の里見賢治、医療経済学者の二木立、法社会学者の飯田高である。3人は共通して「共助」の解釈に着目し、2006年に公表された「社会保障の在り方に関する懇談会」（座長：宮島洋（社会保障審議会年金部会長））の報告書（以下、「2006年報告書」という。）で^{6）}、これまでの「共助」

6）社会保障の在り方に関する懇談会の報告書「今後の社会保障の在り方について」, <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyou/dai18/18siryous3.pdf>（2024年4月13日閲覧）。該当部分は以下の通り。下線は筆者。

「Ⅳ 今後の社会保障制度の在り方

1 社会保障についての基本的考え方

我が国の福祉社会は、自助、共助、公助の適切な組み合わせによって形づくられるべきものであり、その中で社会保障は、国民の「安心感」を確保し、社会経済の安定化を図るため、今後とも大きな役割を果たすものである。

この場合、全ての国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、

- ① 自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本として、
- ② これを生活のリスクを相互に分散する「共助」が補完し、
- ③ その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し、所得や生活水準・家庭状況などの受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置付けるこ

の概念が変更されたと批判している。具体的にどのような批判をしているのかについて、「共助」と「自助」に分けて確認してみよう。

①「共助」について

里見（2014）は、本報告書における「共助」の説明について、「『自助・共助・公助』概念の特異な新解釈」と述べ、その問題点として、①社会保障を共助と公助の二つに分割して相対化し、社会保障への公的責任を大きく縮小しようとしていること、②公助を救済的・選別的制度と位置付けたこと、を批判している⁷⁾。二木（2012, 2021）も、2006年報告書は、「共助」について従来の解釈を大きく変えて「共助」を社会保険とし、「公助」は「公的扶助や社会福祉」に限定したと述べている。

里見（2013）は、社会保険方式は、強制加入の社会的制度として国家に公的に制度化され、国庫負担をはじめとする公費投入も行われていることから、明らかに社会保険は「公助」に分類されるべきものであり、そのなかで公費負担方式に比べると共助的色彩が強いものと解されると述べている⁸⁾。さらに、里見（2014）は、2013年の社会保障制度改革国民会議報告書が「共助」を「自助を共同化した仕組み」として捉えている点について、社会保険は個人の負担する保険料だけではなく、国庫を始めとする公費負担が入り、被用者社会保険では企業の応分の保険料負担もあるので、単なる自助の共同化にはとどまらない、とも指摘している⁹⁾。

財政学者の池上（2017）が、「租税が社会保険に投入されているのと同時に、社会保険料の相当部分が租税的に使われているため、社会保険の実質的な租税依存度は増大している」と指摘しているように¹⁰⁾、社会保険は社会保険料だけでなく、租税負担も増えている。社会保険を税財源で補完して制度を成り立たせているため、財源だけで「共助」と「公助」を一律に分けることは実態として難しい。よって、「共助」を社会保険と整理することは、言葉のうえでは分かりやすいものの、誤解が生じる懸念がある。そのため、里見や二木が批判するように「共助」と「公助」を分けて考えることが難しいという点については、筆者も同意する。

一方で、「共助」は社会保険であると積極的に評価し、2006年報告書の解釈を追認する意見もある。例えば、元厚生労働官僚で、現在は学者に転じている香取照幸は、「よく、社会保障

とが適切である。

その「共助」のシステムとしては、国民の参加意識や権利意識を確保する観点からは、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして、国民に分かりやすく負担についての合意が得やすい社会保険方式を基本とすべきである。その際には、国民皆保険・皆年金体制を今後とも維持していく必要がある」。

7) 里見（2014）18-19頁。

8) 里見（2013）2-3頁。

9) 里見（2014）22頁。

10) 池上（2017）71頁。

は『自助、共助、公助の組み合わせ』と言われます。たしかにそのとおりですが、この自助・共助・公助は単に並列で存在しているものではありません」と述べ、①「自助」を基本として、②これを生活のリスクを相互に分散する「共助」が補完し、③その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し（略）、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置付けると説明し、「『共助』のシステムとして（中略）社会保険方式が基本となっている」と説明している¹¹⁾。他方で、社会福祉政策を専門とする岩田（2021）は、この点について、「勧告にそのような言葉そのものがあったわけではありません（香取（2017：45））。社会保険が中心ということを、そのように解釈したのですね」と指摘している¹²⁾。「共助」の解釈については慎重に確認していく必要がある。

その他、飯田（2021）は、上記の2006年報告書から、従来「共助」の定義に含まれていた「家庭、地域組織・非営利団体、企業」が脱落していると指摘している¹³⁾。飯田は「共助」について、「これまでに『共助』を担う主体として想定されてきたのは、家庭・家族、近隣、ボランティア、地域コミュニティ、地域組織、非営利団体、企業、社会保険などであった」と述べ、時代によって変容し多様化している共通点を指摘したうえで、「その場しのぎで相対的に安定的なところを『共助』の担い手として設定する、ということを繰り返しているのが日本の社会保障政策であると言えよう」と批判している¹⁴⁾。

現在の政府の政策から「共助」と「公助」を考えてみよう。少子化対策の一環として、子どもの医療費に関し、「義務教育就学前の患者負担2割、小学校入学年度からの患者負担3割」の部分自治体が税財源でカバーし、親の所得を問わずに子ども医療費を実質無料としている地域が増えている¹⁵⁾。それに対し、高齢者を主な対象とする介護保険制度では、2025年度より始まる第9期の第1号被保険者が支払う保険料について、高所得者がより多く負担し、低所得者の被保険者としての支払い分を軽減するほか、公費負担分も軽減するといった被保険者間での所得再分配機能を強化する仕組みへと変えている¹⁶⁾。こうした動きをみると、社会保障制度のなかでも、より優先順位が高くなった子育て分野は租税負担を増やすなど公費負担を強め、高齢化とともに公費負担の自然増が続く介護分野は被保険者の中での再分配を強化して社会保険制度の機能をより強めていることがわかる。よって、「共助」と「公助」を切り分けた議論をするのではなく、むしろ「共助」と「公助」は混じり合い、その程度は時代を反映した政策の優先度合いにより変化しているといえる。よって、「共助」と「公助」は、財源で切り分け

11) 香取（2017）45-47頁。

12) 岩田（2021）162頁。

13) 飯田（2021）292頁。

14) 飯田（2021）293頁。

15) 子ども家庭庁 HP「令和4年度・5年度『こどもに係る医療費の援助についての調査』」。日本経済新聞「子供の医療費助成、自治体7割が18歳まで 前年比17%増」（2023年10月23日付オンライン）。

16) 厚生労働省老健局介護保険計画課「介護保険最新情報」（2023年12月22日）。

にくくなっている。

以上のように先行研究を吟味すると、「共助」における財源論と主体のあり方の解釈が混在している点に課題がある。よって、財源論と主体のあり方について、それぞれどのように考えられてきたのかを整理して検討する必要があるが、この点は先行研究で十分なされていない。

②「自助」について

では、「自助」について、どのような議論があるのか。里見（2014）は、「『日本型福祉社会』論の最大の誤りは、まず自助だとする点にある」と指摘している¹⁷⁾。そして、「自助・共助・公助」の概念は当初から問題があったと指摘し、1979年に自民党が提唱した「日本型福祉社会」は、自助努力を強調し、それで不十分な場合には家族、地域社会、企業の役割に期待し、最後に政府の役割があると整理し、1980年代初頭にはこの考えが第二臨調行革路線で福祉抑制政策の理論的支柱とされたが、1980年代中頃は批判が強まり、それに代わって「自助・互助・公助」論が登場したものの、その主張は「形を変えた『日本型福祉社会』論の登場だった」と論じている¹⁸⁾。

その他の指摘として、飯田（2021）は、「自助」を強調する姿勢について、原則として「自助」、「自助」では解決できないときは「共助」、そして「共助」でも解決できないときにはじめて「公助」といった補完性原理で説明できるが、「自助・共助・公助」を補完性原理で考える必然性は乏しく、むしろ社会システムには冗長性の確保が重要であると指摘している¹⁹⁾。

これらの先行研究は「自助」が強調されている点を批判しているが、なぜ「自助」が強調されていったのかという点については明らかになっておらず、引き続き課題として残されている。

以上、先行研究を踏まえると、「共助」については、「財源論」と「主体のあり方」に関する議論が交じり合った議論になっている。これら2つを区別したうえで、時代とともに変遷をたどって、なぜ「共助」が変化していったのかを分析する必要がある。また、「自助」については、なぜ「自助」が強調されているのかについても分析する必要がある。

17) 里見（2014）10頁。

18) 里見（2014）9-10頁。日本の「自助・共助・公助」の考えの変遷を知るにあたって参考となる井手（2022）の研究がある。井手（2022）は、日本は勤勉、倹約、謙譲、孝行といった日常生活規範である「通俗道徳」が戦前から形成され、近代国家の成立過程で自助努力や自己責任が前提とされたと分析したうえで、「自助が出発点で、これを共助が補完し、身寄りのない最貧困層に限定して公助を与える。政府に国民の生存を保障する義務はなく、保護を受ける権利も認めない。戦後の生活保護制度との隔たりは、大きい。だが、人間の生存と直接関わる、公助＜共助＜自助という役割分担の序列は、のちにも述べるように、戦後の福祉国家論議にひきつがれていくこととなる」（下線は筆者）と述べている（井手（2022）180-185頁）。

19) 飯田（2021）305頁。

（４）分析手法

本稿は、「自助・共助・公助」というフレーズが、時代とともに政府での用いられ方が異なっていることと制度変化の関係性に着目している。参考にしたのは、政治経済学者の Blyth (2002) による、制度変化を捉えるうえでアイデアが極めて重要だとの指摘である²⁰⁾。Blyth (2002) は、機能させたいと考えている既存の制度の枠組みや再分配方法がうまくいかずに不透明さが広がっているような時こそ経済的なアイデアがまさに重要であり、こうした分岐点に差し掛かったときに、何をすべきか、どのような未来を作っていけばいいのかということをアイデアが示してくれる、と述べている²¹⁾。

井手 (2008) は、Blyth (2002) を踏まえつつ、「そうしたアイデアをどのようにアクターが活用し、政府の政策体系の変化に結びついたのか、そしてそうした変化を与件として社会構造や人びとの投票行動、経済活動がどのように変化し、さらに財政活動をどのように再規定したのか、これらの点は、メゾ・レベルの意思決定とマクロ・レベルの社会変動の関係を問ううえで興味深い論点である」と述べている²²⁾。

そこで本稿では、井手 (2008) を参考に、Blyth (2002) が述べたアイデアを「自助・共助・公助」の用いられ方と位置づける。政治家や政府が、「自助・共助・公助」の用いられ方を使って、政府の政策体系の変化に結び付ける、といった関係性が考えられる。政治家や政府がそのような行動をとる要因として、社会保障財源の制約度を考慮に入れている可能性もある。本稿では、歴史事実と照らし合わせながら、「自助・共助・公助」の用いられ方の変化と制度変化との関係性を分析し、最終的には、社会保障制度にどのような影響を与えたのかを明らかにしたい。具体的な分析の手法としては、「自助・共助・公助」が用いられた政府の報告書に着目し、その報告書の文言に至るまでの議論の過程を議事録で確認することで、なぜそのような「自助・共助・公助」が用いられ方になったのかを分析する。

（５）分析対象期間

本稿の分析対象期間を考えるにあたり、上記「（２）政府文書における『自助・共助・公助』の用いられ方の変遷」を調査した表 1 に基づき、「自助・共助・公助」が与えた影響が大きかった時期を特定する。表 1 をみると、「自助・共助・公助」を政府文書で用いるようになったのは1970年代終わりからである。この時期は増加傾向となっていた特例公債に対処するため、1981～1983年に臨時行政調査会（第二次臨調）を設置し、厳しい歳出抑制に取り組んだ時代である。しかしながら、この時代はまだ「自助・共助・公助」と一括りで用いられてはいなかった。「自助・共助・公助」が一括りで用いられるようになったのは、特に2000年代に入ってから

20) Blyth (2002) p.6, pp.10-11.

21) Blyth (2002) p.11.

22) 井手 (2008) 52頁。

らである。そこで本稿では、2000年代に焦点を当て、さらにその中でも「自助・共助・公助」の用いられ方に変化が生じた画期となる時期を捉えて、時代を6つに区分した。理由は以下のとおりである。

①2000年代初頭

それまでは「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれで用いられていたが、2000年の『厚生白書』で初めてセットで「自助・共助・公助」として用いられた。

②2006年

先行研究で、2006年の「社会保障の在り方に関する懇談会」の「自助・共助・公助」の解釈、特に「共助」の解釈に対する批判が多く集中していることから1つの時期区分とした。

③2006～2009年

自民党政権が民主党の台頭で揺れ動く時期であり、「自助・共助・公助」の考え方に徐々に変化が生じた。

④2009～2012年

2009年以降、自民党政権から民主党政権へ政権が交代し、「自助・共助・公助」の捉え方が議論になった。

⑤2013～2014年

自民党が再び政権を取り、「自助・共助・公助」の解釈に揺れ戻しが生じた。

⑥2015年～現在

自民党政権が続くなかで「自助・共助・公助」のうち、特に「共助」については、より広い意味を含んだ解釈へと変わっていった。

3. 「自助・共助・公助」の用いられ方の時代ごとの分析

では、6つに区分した時代ごとに、「自助・共助・公助」の用いられ方と制度変化との関係を確認していこう。時間軸が長いため、全体を把握するために表2を作成した。これは、表1をもとにして、上記のように区分した時代ごとに「自助・共助・公助」の用いられ方について、「財源論」と「主体のあり方」に着目して、改めて整理したものである。

表2 「自助・共助・公助」の用いられ方のうち「主体のあり方」と「財源論」に分けた時代ごとの整理

		自助	共助	公助
財源論	(1) 2000年代初頭	基本		
	(2) 2006年	基本	社会保険	・ 公的扶助や社会福祉 ・ 困窮などの状況に対し、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行うことで、公的扶助（生活保護）や社会福祉が該当
	(3) 2007～2009年	「公助、共助、自助」のバランス		
	(4) 2009～2012年	「公助、共助、自助」のバランス		
			・ 「共助・連帯」は負担と給付の関係が明確な社会保険 ・ 「共助」は国民相互の連帯で社会保険制度は「共助」を体现した制度	困窮など受給要件を定めた上で行う必要な生活保障
	(5) 2013～2014年	自ら生活を支え健康を維持する	「共助」は介護保険をはじめとする制度化された社会保障	困窮など受給要件を定めた上で行う必要な生活保障
主体のあり方	(1) 2000年代初頭	個人、家庭、地域社会、公的部門など		
		基本	地域住民や NPO 等のボランティア	
	(2) 2006年	基本		
	(3) 2007～2009年	「公助」を抑制するならば、国民は NPO など「共助」の活動を引き受けたり、「自助」を拡大する必要		
	(4) 2009～2012年	「公助、共助、自助」のバランス		
		「自立・自助」を国民相互の「共助・連帯」の仕組みを通じて支援		
	(5) 2013～2014年		NPO など	
		自ら生活を支え健康を維持する	国民相互の連帯	
	(6) 2015年～現在	・ 住民の「自助」及び「共助」を支援 ・ 住民による「自助」及び「共助」への支援の推進		
			・ 地域住民相互の支え合い ・ 共に支え合う連帯・「共助（共生）」	
			「共助」・「公助」的対応の担い手として、住民団体、法人、社会福祉法人、生活協同組合等（総合事業等）、医療福祉事業体（個別給付・事業）、自治体その他	

(出所) 筆者作成。

表2をみると、まず財源論については、「共助」は社会保険という位置づけが長く続いている。そして、「公助」は2006年及び2009～2014年の一時期に「困窮など受給要件を定めた上で行う必要な生活保障」と整理された。

次に、主体のあり方については、ほとんどの期間を通じて、「自助」と「共助」の組み合わせを中心に論じられており、2020年代以降になると、担い手が社会福祉法人や生活協同組合、自治体なども対象と指定することで広がり、それらが「公助」にも含まれていったことがわかる。

表2のように整理してみると、先行研究の「共助」を巡る議論は、財源論と主体のあり方が入り混じった議論であったことがわかる。また、財源論での「共助」は社会保険にも税財源が含まれているので「公助」との境目が分からないという先行研究の指摘は、実態からみてもそのとおりであるが、2009年以降は「共助」は社会保険という整理に加え、それは国民相互の「連帯」を体现したものと整理されていったことがわかる。

以上、大きな流れを確認したうえで、それぞれの時代における「自助・共助・公助」の用いられ方の議論について確認していく。なお、以下の本節の引用部分で付している下線は、「自助・共助・公助」に関する議論を追いやすくするために筆者が付したものである。

（1）2000年代初頭

この時期は、2001年4月、小泉純一郎が総理大臣に着任し、「聖域なき構造改革」が進められた時代である。この時期の政府文書では、「自助・共助・公助」は個人、家庭、地域社会、公的部門などとの表記や、「自助」を基本として、「共助」は地域住民やNPO等のボランティア、と整理されていた。「自助・共助・公助」という言葉がセットで使われ始めた時期であるが、大きな議論にはなっていなかった。

（2）2006年

先行研究で「共助」の解釈に批判が多かった「社会保障の在り方に関する懇談会」報告書は2006年に公表された。この懇談会は、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含めた一体的な見直しを行う目的で2004年に設置された。会議の議事録をもとに、2006年報告書が公表に至るまでの議論を確認しよう。

2004年9月10日の第2回懇談会では、笹森清委員（日本労働組合総連合会会長）が提出資料を用いて、「公助が一番支えの役割をしている。そして、共助の助け合いの部分が、これからもっと広げていかなければならない部分である。その上で、自助による3階立ての、ベストミックスをどうつくるかというところにつなげたい」と説明したことを受け、石弘光委員（税制調査会会長）は中福祉中負担の議論に絡めて、「ただ、中福祉中負担の中でもかなり幅があると思う。その幅は、公助寄りの幅なのか、自助寄りの幅なのか、これは具体化の中で決めて

いかざるを得ない」と発言した。西室泰三委員（日本経済団体連合会副会長）が「プレゼンの中で、自立・自助の部分が、ちょっと偏り過ぎている気がする。まず支えがあって、その上で自立・自助ということではなくて、まずは自立・自助をやった上で支えるという考え方でないと、幾らお金があっても間に合わない」と述べた。宮島洋座長は、「公助、共助、自助、これは社会保障の中でのランクづけの話と社会保障に限らないすべての中でのランクづけという話がある。基本的にはきちんと働いて、所得を得て倹約をすることがまずベースにあって、その上に、社会保障というのが乗ると考えるべきだが、違いが出てくるのは社会保障のラストリゾートとして公助を考えるか、ベースとして考えるかという点にある。私はラストリゾートとして公助を位置づけるという考えである。つまり、ベースは共助の社会保険でやり、なおかつそこから外れたり、うまく行かない人を最終的に公助で救うという考えである。そういう意味では、公助の位置づけをどう考えるかという点については、違いがあるのかもしれない」と述べた。潮谷義子委員（熊本県知事）からは、「自助、共助、公助の兼ね合いをどう考えていくのか。また、ナショナル・ミニマムとして国が果たさなければならない部分をどのように位置づけていくかという点でも議論しなければならない。自助、共助、公助のところでは、いろんなパターンを今後想定して議論をしていくというようなことも大事である」との意見が出された²³⁾。

その後、2005年9月26日の第12回懇談会では、潮谷義子委員から、「今後、自助、公助、共助という役割についての議論が大事であるということの認識はしたわけであるので、NPOをはじめ多様な主体により、地域福祉を充実させていくといったことも社会保障を体系的に考えていくときの非常に大事な視点ではないかと思う」との意見が出されたが、他の委員からは特に言及がなかった²⁴⁾。

2006年3月28日の第16回懇談会では、西室泰三委員が、「基本的に社会保障は、自助努力を基盤にしなければならず、NPOや地域によって活力ある経済社会をつくり、公で負担する部分については応分の負担であるということにもう一回戻る必要があるのではないか」と発言した²⁵⁾。

懇談会全体での「自助・共助・公助」を巡る一連の発言を確認すると、経済団体の委員は、財源論に重きを置き、自助を強調していたことが確認できる。審議会委員のうち、当時は熊本県知事で、後に日本社会事業大学理事長（2012～2017年の間）に就任した潮谷委員は、主体の話提起した。会議のなかでも、財源論と主体論のどちらに重きを置くかによって発言が異なっていたことがわかる。しかし、最終的には、報告書では、誰が支援するのかといった主体よりも、財源論が中心となった。

本懇談会で、「自助・共助・公助」が財源論に偏った背景を考えると、報告書は2006年に公

23) 社会保障の在り方に関する懇談会（第2回）議事要旨。

24) 同前（第12回）議事要旨。

25) 同前（第16回）議事要旨。

表されたが、「社会保障の在り方に関する懇談会」は2004年に設置されており、それは2005年以降、小泉政権が「小さくて効率的な政府」をめざす「歳出・歳入一体改革」を掲げて厳しい歳出抑制に取り組みはじめた時期だった²⁶⁾。

(3) 2007～2009年

小泉純一郎総理の後、同じ自民党の安倍晋三総理、福田康夫総理、麻生太郎総理と続いた。宮本(2021)は、自公政権は、2007年の参議院選挙で大敗したことから、社会保障の機能強化についても積極的な姿勢をみせるようになり、2008年の福田康夫政権のもとで設置された「社会保障国民会議」の報告書、2009年に麻生太郎政権のもとでまとめられた「安心社会実現会議」の報告書などが社会保障の機能強化を謳った、と説明している²⁷⁾。それぞれ議事録をもとに確認しよう。

①社会保障国民会議

福田康夫政権の下で、2008年1月に「社会保障国民会議」(座長：吉川洋(東京大学大学院教授))が設置された。6月19日の中間報告書には「地域社会の中での日常的な支え合いやNPO・住民参加型相互扶助組織のような『自律的・インフォーマルな相互扶助(共助)の仕組み』もある」と記載されていた²⁸⁾。11月4日に麻生太郎政権の下で公表された最終報告の記述は、「私たちの社会は、個人の自助・自律を基本とし、一人一人の安全と安心は、相互の助け合い・連帯によって支えられている」とするにとどまり、「共助」の文言は含まれていない²⁹⁾。会議でどのような議論があったのかを確認しよう。

まず、3月21日に開催された第2回会議で、大森彌委員(同会議の下にあるサービス保障(医療・介護・福祉)分科会座長、NPO法人地域ケア政策ネットワーク代表理事、東京大学名誉教授)が、「公助と自助とのすき間、手の届かない共助の空間をどううまくつくっていくかがポイントではないか。政府、市場、ボランティアの欠点を補うように、サービスを提供していくことが重要であり、機能的にコーディネートする機関、団体が必要ではないか」と分科会での意見を紹介した³⁰⁾。

26) 小泉総理の任期が満了になる前の2006年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、歳出・歳入一体改革が打ち出され、財源として消費税が提案された。小泉総理が任期の最後になって「歳出・歳入一体改革」の歳入部分に踏み込んだといえる。

27) 宮本(2021)123頁。

28) 「社会保障国民会議 中間報告」, <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/06/dl/s0619-6o.pdf> (2024年4月13日閲覧)、該当部分は8頁。

29) 「社会保障国民会議 最終報告」, https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11723426/www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyokokuminkaigi/saishu/siryou_1.pdf (2024年4月13日閲覧)。該当部分は2頁。

30) 社会保障国民会議(第2回)議事要旨、3頁。

4月16日の第3回会議では、吉川座長が「社会保障の理念、すなわち国民一人一人の自立と共助という社会保障の基本理念については、これを本日議論するというよりは、確認にとどめたいと思う。ともに支え助け合う共助は、給付と負担という2本の柱から成ることは言うまでもない」と述べ³¹⁾、他の委員からはこれに関する発言は出なかった。

「共助」について議論にならなかったのは、座長の発言により、議論するテーマとして積極的に取り上げなかったことが背景にあると思われる。

②安心社会実現会議

続いて麻生太郎政権の下で、2009年4月13日に「安心社会実現会議」（座長：成田豊（電通最高顧問））が設置された。6月15日に公表された会議の報告書では、「企業、医療・介護機関、NPO、家族とコミュニティなど、すべての社会の構成員が改革に参加し、それぞれにふさわしい役割と責任を分かち合うことが必要である。この役割と責任の分担の仕方は、しばしば公助、共助、自助のバランスとして表現される。ある安心水準を達成する上で、もし公助を抑制するならば、国民は、NPOなど共助の活動を引き受けたり、あるいは私費でのサービス購入をすすめるなど自助を拡大する必要が生じる。いかなるバランスが最適であるかは、日本社会のこれまでの成り立ちや経験もふまえて、検討をすすめるべき事柄である。そして、21世紀の日本にふさわしい『安心給付と負担のあり方』について、合意を形成しなければならない」とされた³²⁾。この報告書のたたき台案は、5月28日の第4回会議で「意見集約（素案）」として事務局から示され、そこには6月15日に公表された最終報告書とほぼ同じ内容が書かれていた³³⁾。どのような議論が報告書の文言につながったのかを議事録で確認しよう。

2009年4月13日の第1回会議をみると、武藤敏郎委員（大和総研理事長、元財務省事務次官）は、「公がやるべきこと、すなわち公の役割を改めて積極的に定義しなおす（ママ）ことが必要なのではないか。その場合には中央政府、地方政府の役割分担、企業、コミュニティ、家庭、さらにはNPO等も含めた全体像を念頭に置く必要があるということであります」と発言した³⁴⁾。これは直接「自助・共助・公助」について述べたわけではないが、考え方の整理として参考にしていたと思われる。

4月28日の第2回会議では、日枝久委員（フジテレビジョン代表取締役会長）が「少子化問題について考えるとき、何でもお金でいいかというところではなくて、自助、自分で助ける、

31) 同前（第3回）議事要旨、4頁。

32) 「安心と活力の日本へ（安心社会実現会議報告）」、https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3487086/www.kantei.go.jp/jp/singi/ansin_jitugen/kaisai/dai05/05siryou1-1.pdf（2024年4月13日閲覧）。該当箇所は9頁。

33) 安心社会実現会議（第4回）資料3「意見集約（素案）」、8頁。

34) 同前（第1回）議事録、12頁。

あるいは共助、周りの人、町会、いろんな人が助ける、そして公助、これこそ国が助ける。この3点がうまく総合的にすることによって子どもが増えるのではないかというふうに私は思っています」と述べたが³⁵⁾、それ以上の話は他の委員からはでなかった。

では、2つの会議で活発な意見が出されていたにもかかわらず、なぜこの時期は「自助・共助・公助」を用いた財源論が強調されなかったのか。麻生政権の下で2008年12月に、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」が閣議決定された。そして、所得税法等の一部を改正する法律の附則第104条に、「経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本改革を行うため、平成23（2011）年度までに必要な法制上の措置を講ずる」ことが明記され、「中期プログラム」は消費税が議論の俎上に載せられるきっかけになった。こうした背景を踏まえると、小泉政権時のように歳出削減を強調していた時期と異なり、歳入確保の見通しが確実にになっていったことや、民主党が勢いを増していた時期であったことが背景にあると考えられる。

（４）2009～2012年

2009年9月から政権交代により民主党政権となった。政権を担ったのは、鳩山由紀夫総理、菅直人総理及び野田佳彦総理であり、2012年12月までの約3年間の政権であった。この間、社会保障・税一体改革に向けた議論が進んだ。

2010年12月8日に「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」(座長：宮本太郎(北海道大学大学院教授))が公表されたが³⁶⁾、この中に「自助・共助・公助」は含まれていなかった。

続いて、社会保障・税一体改革の検討を集中的に行うために、2011年2月5日に「社会保障改革に関する集中検討会議」が設置された。議長は当時の菅直人総理が務めた。会議での「自助・共助・公助」を巡る議論を、議事録をもとに確認しよう。

2011年2月19日の第2回会議は経済団体が説明者となった。まず、森田富治郎(日本経済団体連合会副会長)が「自助、共助、公助の具体的な位置づけを明確にすべきである。ややもすると、消費税引き上げの可否ばかりが哲学的に論じられ、消費税を引き上げればすべての問題が解決するかのような錯覚に陥りがちである。消費税は際限なく引き上げられるものではない。また社会保険料も限界がある。そうになると、自助の位置づけをはっきりさせる必要があり、その際には、給付の適正化、効率化の指針も必要となる」、「難しい点は、そもそも全体の制度設計が極めて難しいが、その中で、いわゆる共助、つまり社会保険の世界は、若い人たちの負担の限界であるということと、公助についても消費税を無限に上げるというわけにいかず限界が

35) 同前(第2回)議事録, 14頁。

36) 「社会保障改革に関する有識者検討会報告」, <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentokai/dai5/siryou.pdf> (2024年4月13日閲覧)。

ある。そうするとやはり自助という面がどうしても出てこざるを得ないが、何が自助か、スローガンの言うところとわかったような気になるが、実は具体的にはわからないし、必ずしも国民のコンセンサスはない。(中略)ただし、この社会保険が少子高齢化の中では非常に維持困難な状況にきており、公的資金も必要であり、また、自助で補えるところは自助でやらなくてはならないという位置関係である」と発言した³⁷⁾。

それに対して、中村利雄（日本商工会議所専務理事）は、「国のあるべき姿としては、やはり自助と共助の基本に立って、活力ある経済社会制度を構築するのが望ましい」、「社会保障について、『自助と共助』を基本とした社会保障制度の再構築』をうたっている。ここで言う『自助』の中には、保険料を払うということを含めており、これがやはり社会の活力、あるいは自分を守ろうという姿勢が不可欠であるという視点に立っている。したがって、現行の社会保険方式を原則としながら、不足する部分は公費で負担をするという考え方を堅持したい」、「それ（筆者注：力強い経済成長）を前提とした国のあるべき姿として自助と共助、この自助の中には社会保険料を払うという意味も入っているが、そういう姿勢でもって対応することが必要であると考えている。また、今のやり方は限界に達している。とりわけ現役世代や企業だけに負担を求めるのは難しいといった前提に立って現在の枠組みをつくり直すべきである。これらの視点については、経団連や経済同友会とも差異はないと思うが、やや自助を強調しているところが少し我々は違うと考えている。苦勞するかもしれない点については、一つは自助や助け合いという考え方に、もう一度若い人を含め共感してもらう必要があり、しっかり周知しなければいけない、理解を求めなければいけない」と述べ、自助を強調する経団連や経済同友会と、日本商工会議所は異なると一線を画す発言をした³⁸⁾。大企業が加入者の中心となる経済団体は、自助を強調する傾向があったといえる。

2011年3月11日、東日本大震災が発生した。その後、開催された4月7日の集中検討会議への準備作業会合で、説明者の麻生渡（全国知事会会長）は、「社会保障を充実するという考え方は重要であるが、その前提として、もっと共助社会を作っていくという考え方をとるべきである。そして、その場合には、いろいろな生活支援が必要になってくるが、これを行政だけで担当するのは現実には不可能である。行うサービスの質を考えても、今後はいわゆる新しい公共という考え方が非常に大事であり、NPOやボランティアの皆さんと協力してやっていくことが不可欠な社会になっている」と述べた³⁹⁾。

また、同じく説明者の渡邊廣吉（全国町村会常任理事）も「これからの社会保障を支えていくには、自助、共助、公助の適切な組み合わせが重要なのではなかろうか。場合によっては、公の立場だけではなくて、地域のコミュニティも含めたボランティア団体とか、NPO法人な

37) 社会保障改革に関する集中検討会議（第2回）議事要旨，9，20頁。

38) 同前（第2回）議事要旨，13-14，22頁。

39) 集中検討会議への準備作業会合（4月7日）議事要旨，13頁。

ど、多様な形で賛助の参加を考えていかなければならないのではなかろうか」と述べた⁴⁰⁾。

これらの意見を受けて岡村正委員（日本商工会議所会頭）は、「麻生会長が冒頭に話された自助と共助の考え方は、恐らく今後の社会保障を考えていく上で一番基本になる理念ではないか。自助と共助の精神をどう貫いていくのかということを国民も理解しなければいけない。まさしくこの震災でお互いに助け合うという心が日本の社会のベースになっているわけなので、是非この理念を社会保障全体の理念として考えられるようにしていただきたいということがまず第1点である」と述べた⁴¹⁾。東日本大震災後には、お互いに助け合うということが強く意識される発言が多く出るようになった。

4月23日の集中検討会議への準備作業会合では、事務局として香取内閣審議官がこれまでの議論を踏まえ、「自助・自立を基本に、共助・公助の適切な組合せを図る必要があり、NPO など『新しい公共』を担うような多様な主体が活躍できるような社会をつくることを目指すべきである」と整理したことについて⁴²⁾、堀田力委員（さわやか福祉財団理事長）からは、「この『共生』や助け合い、共助を強調することによって、結果において税金は節減されて、しかも、中身は助け合いで温かい、よりいいものになるだろう」と言葉の印象に関する指摘があった⁴³⁾。

4月27日の第5回会議では、湯浅誠委員（内閣府参与、反貧困ネットワーク事務局長）から、「いろいろなつながり、共助、あるいは自身の努力、自助、社会保障、公的なもの。人によって、地域によって組み合わせながら、最終的には政治の役割は人々の生活をきちんと支えるというところにある。いろいろ組み合わせながら、最終的に一人も漏らさずに皆の全員の生活をきちんと支えていくということを強調するのが望ましいのではないか」との発言があった⁴⁴⁾。

5月12日の第6回会議では、岡村正幹事委員から、「自助と共助と公助という言葉が使われているが、共助の意味自体がよく理解できない。つまり、共助というのは社会保険と考えるとよいのか。そして、公助というのはすべて税金で賄うという意味で考えるとよいのか」との質問があり⁴⁵⁾、これに対して清家篤幹事委員（慶應義塾長）は、「先ほどの言葉を使えば共助という形、すなわち社会保険制度の中でしっかりと持続可能性を担保できる部分と、税財源を投入していないとなかなか難しい部分をしっかりと分けて考えるべきである」と述べた⁴⁶⁾。宮本太郎幹事委員（北海道大学大学院教授）は、「共助についてであるが、この文書の中では公助ではなくて共助だという言い方がされたが、他方で『新しい公共』という考え方も出てきている。読み手としては一体どちらなんだということになろうかと思う。ここでは是非『公』あるいは『公

40) 同前（4月7日）議事要旨、20頁。

41) 同前（4月7日）議事要旨、23頁。

42) 同前（4月23日）議事要旨、4頁。

43) 同前（4月23日）議事要旨、8頁。

44) 社会保障改革に関する集中検討会議（第5回）議事要旨、10頁。

45) 同前（第6回）議事要旨、5頁。

46) 同前（第6回）議事要旨、7-8頁。

共』という概念についての整理をお願いしたい。社会保障の新しい理念を公助、共助という言葉を使ってあえて表現するならば、公助と共助が連携して自助、自立を支えることになるのではないか。これは私自身の解釈であるが、いずれにせよこれはキーワードとして共助が使われているので、その点をわかりやすく説明願いたい」との質問があった⁴⁷⁾。渡辺捷昭幹事委員（トヨタ自動車株式会社代表取締役副会長）からも「今までやっていたこととどう違うのか、なぜこのようにするかということを明確にしながら、その結果として、共助だけではなく自助と共助と公助がどのような分担になるのか、ということを整理していただきたい」との指摘があった⁴⁸⁾。

5月23日の第8回会議では、大塚耕平厚生労働副大臣から、事務局案として「地域の支え合いが共助、社会保障の大変重要な要素であることを今回の大震災を受けて改めて再認識させられているわけであるので、地域の支え合いの基盤となる体制の強化が必要であるということをお示ししている」との説明がなされた⁴⁹⁾。

6月2日の第10回会議では、中村内閣官房社会保障改革担当室長から事務局案が示され、「社会保障改革の基本的な考え方」として、「個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、国民一人一人が『居場所と出番』を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築すること」とされ、「個別分野における具体的改革」については、「社会保険（＝共助・連帯）の枠組みの強化による機能強化を基本とすること」と示された⁵⁰⁾。これに対して、渡辺捷昭幹事委員から、「自己負担がどうなるのか、会社や個人の保険料がどうなるのか、という自助、共助、公助がどういうバランスになるのかを明確にしていけないと、それぞれが納得できないと思うので、是非そういう方向で進めていただきたい」との意見が出された⁵¹⁾。

6月10日に行われた民間幹事委員との意見交換の場でも、渡辺捷昭委員からは、「前回も申し上げたが、今回の改革案では所要額を基本的に公費で記載しているが、自己負担がどの程度になるか、企業の負担も含め保険料がどの程度になるかという給付と負担の関係を、自助・公助・共助の観点から明らかにしていくべきである」と再度、同じ指摘がなされた⁵²⁾。堀田力委員から「問題は、給付の削減あるいは重点化することと、あるべき姿に向かって前進することとを、どう橋渡しをするかであり、その橋渡しは、私は自助と共助だと思う。自助と共助については、この会議では自助が自己負担であり、共助が社会保険であるかのような議論が

47) 同前（第6回）議事要旨、10頁。

48) 同前（第6回）議事要旨、12頁。

49) 同前（第8回）議事要旨、5頁。

50) 同前（第10回）議事要旨、2頁。

51) 同前（第10回）議事要旨、15頁。

52) 社会保障改革に関する集中検討会議（民間幹事委員との意見交換、6月10日）議事要旨、7頁。

行われているようで、それだけの話になってしまうことを恐れるのだが、自助というのは基本的に自分が頑張るということであり、健康保持について、もっと生活習慣病にならないよう、例えば皆で毎朝一緒に体操をすとか、自助努力を民間で頑張るってやることによって給付を減らすことが可能となる」と述べた⁵³⁾。

6月16日に行われた2回目の民間幹事委員との意見交換でも、渡辺捷昭委員は、「いつも申し上げているが、公費だけではなくて、個人や企業の負担、つまり保険料がどうなるか、さらには、給付と負担の関係や、自助、公助、共助のバランスがどうなるかということをもっと明らかにしていけないと、恐らく国民は納得することができないのではないか」と述べた⁵⁴⁾。

6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部決定として公表された「社会保障・税一体改革成案」では、「社会保障改革の基本的な考え方」に「より公平・公正で自助・共助・公助の最適なバランスによって支えられる社会保障制度に改革をしていく」と書かれ、留意事項のなかに「①自助・共助・公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、格差・貧困の拡大や社会的排除を回避し、国民一人一人がその能力を最大限発揮し、積極的に社会に参加して『居場所と出番』を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築する」と書かれた。そして、「個別分野における具体的な改革」には「②負担と給付の関係が明確な社会保険（＝共助・連帯）」の枠組みの強化を基本とする方向性が示された⁵⁵⁾。これまでの会議で、渡辺捷昭委員は、給付と負担の関係や、自助、公助、共助のバランスを明らかにすることを繰り返し求めていたが、結局、「成案」には具体的に書かれなかった。

2012年1月6日に「社会保障・税一体改革素案について」が政府・与党社会保障改革本部決定として閣議に報告された⁵⁶⁾。その後、2月17日には「社会保障・税一体改革大綱について」が閣議決定された⁵⁷⁾。そこには「自助・共助・公助」の単語が一つも入っておらず、代わりに「支える」という言葉が非常に多く盛り込まれている。つまり、「自助・共助・公助」の言葉を入れて議論が生じるよりも、大震災を経験したこともあり、「支える」という言葉を用いるほうが受け止められやすかったと思われる。

3月30日には「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」が提出されたが、自民党の協力が不可欠な状況で、民主党

53) 同前（民間幹事委員との意見交換、6月10日）議事要旨、9頁。

54) 同前（民間幹事委員との意見交換、6月16日）議事要旨、9頁。

55) 内閣官房 HP, <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf> (2024年4月13日閲覧)。該当箇所は2-4頁。

56) 内閣官房 HP, <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/pdf/240106houkoku.pdf> (2024年4月13日閲覧)。

57) 厚生労働省 HP, https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/zeiittai-kaikaku_taikou.pdf (2024年4月13日閲覧)。

内の分裂も生じていたなか、民主党が6月7日の自民党の「社会保障制度改革基本法案（仮称）骨子」に従って修正することにより決着した⁵⁸⁾。この骨子の「基本理念」には、「1 社会保障の目的である国民の生活の安定等は、自らの生活を自ら又は家族相互の助け合いによって支える自助・自立を基本とし、これを相互扶助と連帯の精神に基づき助け合う共助によって補完し、その上で自助や共助では対応できない困窮等の状況にある者に対しては公助によって生活を保障するという順序により図られるべきであり、（以下、省略）」とあった⁵⁹⁾。

その後の6月15日には、民主党・自民党・公明党で「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」が合意された。そのなかに「別添・社会保障制度改革法案骨子」があり、その「基本的な考え方」の書かれ方は、「自助・共助・公助の最適バランスに留意し、自立を家族相互、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援していく」となっていた⁶⁰⁾。

つまり、自民党の基本理念では、「自助」が基本であり、それを「共助」で補完し、その上で対応できない者に対しては「公助」という順番が明確に書かれていたが、最終的に民主党と自民党・公明党が合意した確認書の別添の「基本的な考え方」では、民主党がそれまで主張してきた「自助・共助・公助の最適バランス」となっていた。これが示すことは、自民党と民主党の「自助・共助・公助」に対する考え方がまったく異なっており、その考え方の違いが対比する形で基本理念に反映されていた、ということである。さらに、異なる基本理念を互いに持っていて、政党間合意を行う際には政権を担っている政党の考え方が通ったということがわかる。

その後、8月10日には、「社会保障制度改革推進法」が成立し、その第2条第1号において「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」となった。ここでも、民主党の基本的な考え方が反映されていることが確認できる。「自助、共助及び公助」と法律に盛り込まれたものの、法律のなかで言葉の定義はなされなかった。同日の8月10日には、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」も、民主党、自民党及び公明党の三党合意を経た修正を経て、可決・成立（公布は8月22日）に至った。

58) 森信（2022）147-148頁。

59) 自由民主党 HP, https://www2.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-124.pdf（2024年4月13日閲覧）。

60) 子ども家庭庁 HP, https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6277bb84-a145-4c0e-b454-55dd67d88170/bced8141/20230929_policies_kokoseido_law_14.pdf（2024年4月13日閲覧）。

(5) 2013～2014年

2012年12月26日、政権交代により自民党の安倍晋三が再び総理大臣に就任した。安倍内閣の下で、「社会保障制度改革国民会議」（会長：清家篤（慶應義塾長））の報告書が2013年8月6日に公表された⁶¹⁾。報告書の「2 社会保障制度改革推進法の基本的な考え方」の「(1) 自助・共助・公助の最適な組合せ」では、「日本の社会保障制度は、自助・共助・公助の最適な組合せに留意して形成すべきとされている。これは、国民の生活は、自らが働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという『自助』を基本としながら、高齢や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである『共助』が自助を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況については、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの『公助』が補完する仕組み」と記され、さらに「この『共助』の仕組みは、国民の参加意識や権利意識を確保し、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みである社会保険方式を基本とするが、これは、いわば自助を共同化した仕組みであるといえる」と書かれ、「自助・共助・公助」の用いられ方が、2006年報告書に近いものに戻った。

会議の議事録を確認すると、2013年1月21日の第3回会議で、安倍総理が会議の冒頭に、「委員の皆様におかれても、自助、自立を第一に、公助と共助を組み合わせ、弱い立場の人にはしっかりと援助の手を差し伸べるという基本的な考え方

の下、貴重な財源を有効に活用しつつ、誰もが安心できる持続可能な社会保障制度を確立することを目指して、改革推進法に基づき、しっかりと議論を重ねていただきますように、よろしくお願いを申し上げます」と挨拶した⁶²⁾。安倍総理は挨拶後、退席していたが、宮本太郎委員（中央大学教授）は同会議のなかで、「自助か公助、共助かではなくて、自助を支える公助、共助」と発言した⁶³⁾。

2月19日の第4回会議では、労使双方の団体が出席した。説明者として中村利雄（日本商工会議所専務理事）は、「私どもの社会保障制度に対する考え方は、自助と共助をベースとし、給付と負担の関係性が明確にできる社会保険方式を基本とし、不足する部分を公費で補うという考え方でございます」、「年金制度につきましても、私どもは自助、共助、公助を基本とする社会保険方式の維持を基本としておりまして、基礎年金については国庫負担2分の1を確保すべきと主張してまいりました」、「自助、共助、公助のバランスのとれた改革によって、持続可能な社会保障制度を構築していただきたい、これが私どもの主張でございます」と述べた⁶⁴⁾。

61) 「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」, <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8295038/www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/pdf/houkokusyo.pdf> (2024年4月13日閲覧)。

62) 社会保障制度改革国民会議（第3回）議事録、3頁。

63) 同前（第3回）議事録、8頁。

64) 同前（第4回）議事録、10-12頁。

説明者の斎藤勝利（日本経済団体連合会副会長・社会保障委員長）は、「私どもは、もともと社会保障の負担を考えるとときにまず自助を基本とすべきだろうと考えております。そして、自助を超えるリスクには社会保険による共助で、保険原理を超えるリスク、または世代間の扶助、こういったものについては税による公助という考え方をベースにしておりまして、それを明確化して特に社会保険料と税の役割のあり方というのを考えるべきだということを基本に考えております」と発言した⁶⁵⁾。駒村康平委員（慶應義塾大学教授）は、「結局、自助、共助、公助をどういう風に捉えられているのがよくわからなくて、これはいずれも共助の部分をスリム化するような言い方になっているわけで、自助のところを頑張ってほしいと、自助のところは、まさに働くというのと、貯蓄や健康管理など、その他何かの自己負担の部分ということだと思いますけれども、そのうち働く部分を企業側にきちんと、例えば正規、非正規の処遇均衡をやっていただかないと、これをやるとかえって公助、私の公助の使い方は生活保護を指していますけれども、生活保護の方にどんと行ってしまうのではないかという感じを持ちましたので、経団連の方の自助、共助、公助、こういうことをやった場合、公助が増えても構わないとおっしゃっているのか、そこは確認させていただきたいと思います」と質問すると⁶⁶⁾、藤原清明委員（日本経済団体連合会経済政策本部長）は、「私ども社会保険料、共助の部分を削れというつもりはございませんでして、まさに成長戦略と一体になって社会保障改革をやっていくことによって雇用を増やせば、社会保険料の収入というのも増えてくるわけでございまして、そうすることはこの国全体にとってもいいことだと思っておりますので、私どもとしては財政の健全化、社会保障の改革、成長戦略というものを一体になってやっていくことで負担、支え手は増やすということを是非ともやっていくべきではないかと思っておりますし、企業の皆さんもそういう覚悟でいらっしゃると思います」と回答した⁶⁷⁾。榊原智子委員（読売新聞東京本社編集局社会保障部次長）は、「特に経済団体の皆さんの方から、自助、共助、公助を基本に、特に社会保険方式をベースにという御指摘がありました。それは過去半世紀、日本の社会保障の中で積み上げてきた実績でもあり、国民皆保険をベースに大事にしていきたいという思いは国民とも同じだと思うのですが、今の時点で起きているのは、保険の空洞化というか、この社会保険に参加できない人たちが増えている」と指摘した⁶⁸⁾。坂本哲志総務副大臣は会議の最後に、「特に自助、共助、公助という問題について、色々と考えさせられる問題を提起していただきました」との発言が出るほどの議論となった⁶⁹⁾。

3月13日の第6回会議で神野直彦委員（東京大学名誉教授）は、「自助・共助・公助と言っ

65) 同前（第4回）議事録，17頁。

66) 同前（第4回）議事録，20-21頁

67) 同前（第4回）議事録，22頁。

68) 同前（第4回）議事録，36-37頁。

69) 同前（第4回）議事録，41頁。

たときに、共助は一体何を、つまり、コミュニティみたいにイメージする場合がありますし、社会保険みたいなものをイメージしている場合もあるし、非常に複雑であるということです」と発言した⁷⁰⁾。6月3日の第13回会議では、大日向雅美委員（恵泉女学園大学大学院教授）が「今回の社会保障制度改革のポイントは、自助、共助、公助のバランスをどう打ち出すかということであると私は考えております」と発言した⁷¹⁾。6月10日の14回会議では、永井良三委員（自治医科大学学長）が「自助、公助、共助、その組み合わせでという点はよいのですけれども、誰がどう制御するかというシステムがないところが問題です」と発言した⁷²⁾。7月12日の第17回会議で、宮武剛委員（目白大学大学院教授）は、「支払い能力に応じて負担をする自助という広がりがあると助け合う共助になるという社会保険方式に、より多くの国民が加入してもらえる社会にしていくこと。もちろん、それは共助つまり社会保険が適用できない、対象にできないニーズであるとか、制度的な構造的な問題については公費で支えていく、公助で支えていくということだと思います」と発言した⁷³⁾。

7月29日の第18回会議で、宮本太郎委員（中央大学教授）は、「地域包括ケアなどがこの報告書の一つの大きな柱になっていると思うのですが、そうしたコミュニティーづくりを担っていく重要な柱である社会福祉法人あるいは非営利組織、NPOなどの互助としばしば呼ばれるアクターはどう位置づけられるのだろうかということです。これは共助に含める場合がありますけれども、この文脈では、明らかに共助は社会保険を指してございますので、地域包括ケアあるいは新しい医療のコミュニティーの重要な柱である非営利法人というのを積極的に位置づける意味も含めて、そのあたりの工夫を願えないだろうかということです。これに関連するのですが、自助・共助・公助の組み合わせというときに、ここまでは自助であって、ここから先は共助であるという線引き型の組み合わせもあると思うのですが、今、非常に大事なものは、自助を支える共助・公助といったような連携型の組み合わせではないかと思います。したがって、（1）の第1パラグラフの最初の文章ですが、自助・公助・共助、場合によっては互助が入るかもしれませんが、最適な組み合わせと連携という言葉を入れたらいかがかと思います」と発言した⁷⁴⁾。

駒村康平委員（慶應義塾大学教授）は、「原案の自助を共同化することによってリスクに備えるというのは、社会保険というよりは民間保険のアイデアにどうも引き寄せているような感じがしますので、これには再度、社会的連帯というキーワードを残していただきたいと思います。あと自助が今日非常に弱くなっているわけですが、国民の自助能力が勝手

70) 同前（第6回）議事録，10頁。

71) 同前（第13回）議事録，14頁。

72) 同前（第14回）議事録，30頁。

73) 同前（第17回）議事録，7頁。

74) 同前（第18回）議事録，8-9頁。

に下がっているというわけではなくて、高齢化や労働市場の環境変化によって自助の力が弱っているわけですので、国は自助を応援、支援する、自助が発揮できるように環境整備を進めるという責務があるのではないかと思います。また、この自助・共助・公助の重要なところは、この後、一切こういう言葉は出てこないのですけれども、やはり報告書を通じて自助でやっていただきたい部分については、きっちりと意識していただくようなメッセージも重要ではないか。ここしか出ていないのがややもったいないかなという問題意識でまずコメントさせていただきます」と発言した⁷⁵⁾。

まとめると、経済団体は「自助」を強調する傾向があり、その理由として、企業の財政負担が増える可能性のある「共助」や「公助」を回避するために、「自助」を前面に押し出したと考えられる。一方、社会保障や社会政策等の学者や有識者は、社会保険の未加入者など、制度で支えられていない人にも対応するためにも、「自助」を「共助」、「公助」で支えていくという考えの方が強かったといえる。

(6) 2015年～現在

消費税率が2014年4月に5%から8%に引き上げられ、再度の税率引上げは2度延期されたものの、消費税収の使途の変更(財政再建に充てる部分の減少と全世代型社会保障への充当)や軽減税率が盛り込まれ、2019年10月には10%にまで引き上げられた。消費税率の引上げ分は、高齢者向けに加え、子どもや子育て世代にも向けられた。

実際に消費税率が引き上げられる前は、「自助・共助・公助」については制度を維持、拡充していくために財源面が主に議論されていたが、実際に消費税率が引き上げられて制度を支える安定財源となっていった2015年以降を表2で確認すると、「自助・共助・公助」の用いられ方は、住民の「自助」及び「共助」を支援、地域住民相互の支え合い、共に支え合う連帯・「共助(共生)」などに及んでおり、対象の幅が広がった。

ここで改めて、冒頭で紹介した菅義偉総理の発言が批判された理由を考えると、当時のコロナ禍という環境下で、社会保障制度によるセーフティネットが最も求められ、共に支え合う「連帯」が必要とされていた時期に、自民党にこれまで根付いていた論理で「自助・共助・公助」論を展開したことが批判につながったと考えられる。

4. まとめ

本稿は、菅義偉総理大臣の所信表明演説での発言に対して、様々な立場の人が「自助・共助・公助」の用い方について批判したのをきっかけに、特に「自助・共助・公助」が用いられ

75) 同前(第18回)議事録, 16頁。

ることの多かった2000年代を6つの時期に区分し、各時代の「自助・共助・公助」の用いられ方の変遷を、諮問機関の報告書及び会議の議事録を用いて分析した。本稿では、「共助」については、なぜ主体のあり方と財源論に関する議論が変化していったのか、「自助」については、なぜ「自助」が強調されたのかについて分析した。その結果、以下のことが明らかになった。

まず、「共助」の用いられ方の変遷をみると、財源論に関しては、自民党政権では「共助」は社会保険の結びつきが強いものに対して、民主党政権では財源についてはあいまいなまま残された。その違いは、目指したいと考える社会保障制度が租税負担でどれだけ賄えるかが現実でないなかでの政党の姿勢の違いがあらわれたものだった。また、主体のあり方の議論についてみると、社会保障、社会政策、福祉分野の有識者や、地域住民に接している自治体関係者が諮問機関の委員として発言することにより、「共助」については、主体のあり方が積極的に議論されるようになった。また、2011年の東日本大震災の経験により、共に支え合うという共通意識が醸成され、主体の対象も広がっていった。

次に、「自助」については、大企業が加入者の中心となる経済団体が企業負担を回避する企図から「自助」を強調する傾向があった。また、自民党には民主党よりも「自助」がまず先とする考え方が備わっていることがわかった。

また、議事録を分析した結果、財政負担を求められやすい経済団体の委員と、社会の現状を踏まえてその改善を図ろうとする有識者や自治体関係者の委員とでは、「自助・共助・公助」に対する考え方が異なることが多かった。その際、社会保障制度を支える新たな財源確保の見通しや震災の経験が影響を与え、より合意が取れた方の「自助・共助・公助」の用いられ方が報告書で取り上げられ、政府の方針へとつながっていったことがわかった。

現在でも「公助＝税＝困窮者救済・選別主義」、「共助＝社会保険・普遍主義」といった構図で捉える見解がみられる。しかし、現実には、消費税率を引き上げ、全世代型社会保障の財源とし、社会保険や子育て支援等の普遍主義的分野に投入される租税が増加している。よって、財源面では「共助」と「公助」は混じり合い、その程度は時代を反映した政策の優先度合いにより変化し、「共助」と「公助」は、財源で切り分けることが困難になっている。また、「共助」や「連帯」の主体として、地域住民、NPO、ボランティア等が想定されているが、それらの活動には、補助金などの租税財源や寄付税制などの減税措置を通じて、「公助」の側から支援が行われている。制度の中身を詳細に把握すると、「共助」と「公助」は、明確に切り離すことはできないのである。

最後に、本稿で取り上げた「自助・共助・公助」の用いられ方が政府の方針において変遷していった理由について改めて考えたい。本稿の分析結果を踏まえると、「自助・共助・公助」は明確に定義できずに曖昧なまま、その時の政権の考えや有識者の意見を受けて「自助・共助・公助」の用いられ方が変わり、それに伴って政府の方針も揺れ動いてきた。東日本大震災という外的なショックが生じて、その影響をみんなが共通経験として受けたことにより、困難

を乗り越え、互いに支え合うという意識が醸成された。新型コロナウイルス感染症の拡大という外的ショックも共通体験であり、社会全体で困難を乗り越えて対応していくという意識が強まっていたと思われる。だからこそ、冒頭で紹介したように、菅総理が「自助・共助・公助」をこれまでの論理で発言したことに対して、反発する意見が生じたと思われる。

では、今後はどうなっていくのだろうか。今後は、これまで「自助・共助・公助」の考え方を巡って生じてきた見解の対立を超えて、互いにできることを提供して助け合う社会を目指す考えがより強まっていくと考えられる。よって、今後の社会保障制度は、財源論においても、主体のあり方においても、「自助・共助・公助」という考えから、「支え合い」、「共生」を意識した制度へと向かっていくと思われる。

付 記

本論文は、2021年10月に開催された日本財政学会第78回大会における報告に加筆修正を施したものである。

参考文献

- 飯田高（2021）「自助・共助・公助の境界と市場」内閣府経済社会総合研究所『経済分析』第203号、285-311頁。
- 池上岳彦（2017）「社会保障の財源問題—租税と社会保険料をめぐる論点」『社会政策』第9巻第1号、63-76頁。
- 井手英策（2008）「財政社会学とは何か？」『エコノミア』第59巻第2号、35-59頁。
- 井手英策（2022）「社会はなぜ引き裂かれたのか—通俗道徳からみた日本の〈勤労国家〉」井手英策・倉地真太郎・佐藤滋・古市将人・村松怜・茂住政一郎『財政社会学とは何か—危機の学から分析の学へ』有斐閣、180-207頁。
- 伊藤裕香子（2021）『税と公助—置き去りの将来世代』朝日新聞出版。
- 稲葉剛（2021）『貧困パンデミック—寝ている「公助」を叩き起こす』明石書店。
- 岩田正美（2021）『生活保護解体論—セーフティネットを編みなおす』岩波書店。
- 香取照幸（2017）『教養としての社会保障』東洋経済新報社。
- 里見賢治（2013）「厚生労働省の『自助・共助・公助』の特異な新解釈—問われる研究者の理論的・政策的態度」『社会政策』第5巻第2号、1-4頁。
- 里見賢治（2014）「厚生労働省『自助・共助・公助』の特異な新解釈と社会保障の再定義—社会保障理念の再構築に向けて」『賃金と社会保障』第1610号、4-27頁。
- 土居丈朗（2020）『平成の経済政策はどう決められたか—アベノミクスの源流をさぐる』中央公論新社。
- 二木立（2012）「『自助・共助・公助』という表現の出自と意味の変遷」『二木立の医療経済・政策学関連ニューズレター（通巻97号）』（転載）[<https://www.inhcc.org/jp/research/news/niki/20120801-niki-no097.html>（2024年4月13日閲覧）]。
- 二木立（2021）「『自助・共助・公助』と『自助・互助・共助・公助』の法令・行政での使われ方—探索的研究」『二木立の医療経済・政策学関連ニューズレター（通巻200号）』（転載）[<https://www.inhcc.org/jp/research/news/niki/20210301-niki-no200.html>（2024年4月13日閲覧）]。
- 宮本太郎（2021）『貧困・介護・育児の政治—ベーシックアセットの福祉国家へ』朝日新聞出版。
- 宮本太郎（2022）「自助社会をどう終わらせるか」宮本太郎編著『自助社会を終わらせる—新たな社

会的包摂のための提言』岩波書店，1-31頁。

森信茂樹（2022）『日本の消費税—社会保障・税一体改革の経緯と重要資料』中央経済社。

Blyth, M. (2002) *Great Transformations: Economic Ideas and Institutional Change in the Twentieth Century*, Cambridge University Press.